

特別延長保育利用のご案内



【お問い合わせ】

みよし市役所子育て支援課
TEL 32-8034

天王保育園
TEL 32-2346

平成30年4月1日改訂

特別延長保育とは

保護者の生活状況、家庭の事情等やむをえない理由により保育の延長が必要と認められる児童に対して、次の2種類の保育サービスを実施しています。

1 午後7時から午後10時までの保育

保護者の就労、勤務状況、家庭の事情等により、平日の定期延長保育時間後（午後7時以降）から午後10時までの間、保育を行います。

【対象児童】

市内保育園在園児の希望者で、家庭内や親族に保育する人がいない場合のみ。

ただし、天王保育園在籍児童以外の利用については、保護者や家族が突発的な事由（交通事故、緊急入院など）により保育ができない場合に限りお預かりします。

2 午後10時から翌日午前7時30分までの保育

保護者や家族が突発的な事由（交通事故、緊急入院など）により保育ができない場合に、翌日午前7時30分までの保育を行います。

※ 宿泊した翌日は、在園中の保育園のお子様のお預かりはできません。

※ 就労に伴う理由でのご利用はできません。

【対象児童】

市内保育園在園児の希望者で、家庭内や親族に保育する人がいない場合のみ。

注意事項

- 食事は、午後10時までの利用の場合は夕食を、翌日午前7時30分までの利用の場合は夕食と朝食を保育園が用意します。
- 実施日は平日(月曜日から金曜日)で、休日（土・日・祝日）はありません。

特別延長保育利用の申し込み書類

特別延長保育を利用される際には、下記の書類に必要事項をご記入のうえ実施園に提出してください。

- ① 特別延長保育事業利用申込書（6ヶ月毎に提出）
- ② 特別延長保育利用計画書（利用する前月の10日までに毎月提出）
- ③ 健康の記録
- ④ 緊急連絡票

特別延長保育利用料の支払い方法

支払い方法については実施園にお問い合わせください。

<特別延長保育事業の利用料>

区 分	利 用 料
午後7時から午後8時まで	1回につき 240円
午後8時から午後9時まで	1回につき 100円
午後9時から午後10時まで	1回につき 100円
午後10時から翌日午前7時30分まで	1回につき 2,200円

利用される際、守っていただく事

- 特別延長保育を利用する理由が消滅する時は「特別延長保育利用中止届書」を提出してください。
- 持ち物には、すべて名前を記入してください。
- 特別延長保育利用計画書は利用する前月の10日までに提出して下さい。（ただし、10日が土・日・祝日の場合は、前平日までに提出してください。）
- 申込書、計画書を提出される時は、書類の準備等ございますので、事前に連絡後、平日の8:30～17:00に園にお越しください。
- 利用日は守ってください。変更される場合は早めに連絡してください。
- お休みされる場合も必ず連絡をお願いします。
- 夜間のお迎えのときにお車を使われる場合は、必ずエンジンをきってください。（路上駐車禁止）
- 利用料を滞納されていますと利用できなくなります。
- 急な残業や予定時間が延びてしまう場合は、実施園に特別延長保育が可能か確認の後の利用となります。

利用されるとき用意していただく物

3歳未満児

(午後7時から午後10時まで)

- ・エプロン (自分で着脱しやすい物)
- ・おむつ (名前記入)
- ・ビニール袋 (名前を記入し2、3枚)
- ・着替え一式
- ・お手拭きタオル
- ・午睡用布団
- ・帽子

(午後10時から翌日午前7時30分まで)

- ・エプロン (自分で着脱しやすい物)
- ・おむつ (名前記入)
- ・ビニール袋 (名前を記入し2、3枚)
- ・着替え一式
- ・お手拭きタオル
- ・布団一式 (冬は毛布)
- ・フェイスタオル1枚
- ・バスタオル
- ・パジャマ



3歳以上児

(午後7時から午後10時まで)

- ・お手拭きタオル
- ・コップ
- ・バレーシューズ
- ・ハンカチ
- ・はながみ
- ・着替え一式
- ・帽子

(午後10時から翌日午前7時30分まで)

- ・お手拭きタオル
- ・コップ
- ・ビニール袋 (名前を記入し1、2枚)
- ・布団一式 (冬は毛布)
- ・着替え一式
- ・バスタオル
- ・パジャマ
- ・フェイスタオル一枚
- ・帽子
- ・ハンカチ
- ・はながみ

